

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	新見市

新見市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 新見市 産業部
農業畜産振興課 鳥獣対策係
所在地 新見市新見310番地3
電話番号 0867-72-6133
FAX番号 0867-72-6181
メールアドレス nouchiku@city.niimi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、タヌキ、ノウサギ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、キジバト、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ
計画期間	令和 5 年度～ 令和 7 年度
対象地域	新見市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜、	3,626 千円／10.89ha
ニホンザル	水稲、果樹、野菜 椎茸	2,774 千円／4.13ha 60 千円／0.12ha
ニホンジカ	苗木の食害	84 千円／0.74ha
ヌートリア	水稲	554 千円／1.90ha
ノウサギ	野菜	78 千円／0.35ha
その他獣種	野菜、果樹	392 千円／1.65ha
カラス類	水稲、野菜、果樹、豆類	2,268 千円／2.92ha
カワウ、サギ類	放流魚の食害	885 千円
キジバト	水稲	150 千円／0.70ha
	豆類	18 千円／0.31ha
計		10,889 千円／23.71ha

(2) 被害の傾向

被害全体では、イノシシ及びニホンザルによる割合が高く、市内全域で農作物への被害が見られる。

・イノシシ

被害防止対策の普及や捕獲の促進により、減少傾向にあるが、依然として多くの被害を受けている。また、秋から春にかけては、エサを求めて田畑の畦畔、市道や農道の法面等の掘り起こし被害が発生している。

・ニホンザル

山間部のみならず、市街地周辺にも出没し、野菜等に被害を及ぼしている。特に7月～9月において、市南部の草間、豊永、法曾及び哲多地域で果樹（もも、ぶどう類）への食害が多く発生している。

・ニホンジカ

平成27年度までは被害もなく目撃等もなかったが、近年、目撃や被害報告が増加しており、特に市北部で被害が多く発生している。被害内容としては、スギやヒノキへの皮剥や苗木の食害である。

・その他獣種

市内全域に生息しており、主にヌートリアやアナグマによる農作物の食害が発生しており、まれに家屋への侵入等の相談も寄せられている。

・その他鳥類

市内全域に生息しており、カラス類については果樹（もも、ぶどう類）などの食害が発生している。また、サギ類やカワウについては、高梁川流域に生息するアユの食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	3,626千円	3,445千円
ニホンザル	2,834千円	2,749千円
ニホンジカ	84千円	81千円
ヌートリア	554千円	537千円
ノウサギ	78千円	76千円
その他獣種	392千円	380千円
カラス	2,268千円	2,200千円
カワウ類、サギ類	1,035千円	1,004千円
キジバト	18千円	17千円
合計	10,889千円	10,489千円

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	10.89ha	10.35ha
ニホンザル	4.25ha	4.10ha
ニホンジカ	0.74ha	0.72ha
ヌートリア	1.90ha	1.84ha
ノウサギ	0.35ha	0.34ha
その他獣種	1.65ha	1.60ha
カラス	2.92ha	2.83ha
カワウ類、サギ類	0.70ha	0.68ha
キジバト	0.31ha	0.30ha
合計	23.71ha	22.76ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会構成員で組織されている有害鳥獣駆除班が各班のエリアごとにワナ、捕獲柵、銃器により個体数調整を行っている。各駆除班の活動に対し、市から捕獲奨励金を交付している。</p> <p>国庫事業を活用し、サル用大型捕獲柵を設置することにより、ニホンザルの多頭数捕獲に取り組んでいる。</p>	<p>猟友会構成員の高齢化に伴い、有害鳥獣駆除班員の負担が増加している。</p> <p>捕獲の担い手としての新規狩猟者の確保と、ICT技術を活用した捕獲体制の確立による駆除班員の負担軽減が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>市内全域において、個別柵による被害防除に取り組み、防護柵設置に対する助成金制度を導入している。設置労力の軽減、景観への配慮からトタン柵から電気柵へと移行している。設置が困難な場所については、ワイヤーメッシュ柵を設置し、被害防止を行っている。</p> <p>国庫事業を活用して集落柵を設置し、広域的な被害防止に取り組んでいる。</p>	<p>防護柵の効果的設置及び広域的設置を指導しているが、過疎地域では荒廃地が多く存在し設置困難な場所があり、苦慮している。また、市街地での被害も増加しており小規模な防護柵の設置について検討する必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>要望のあった集落に出向き、地域ぐるみでの被害防止対策に取り組むために、鳥獣の修正や効果的な被害防止技術に関する知識等の普及に努めている。</p> <p>ニホンザルの追い払いとして効果がある動物駆逐用煙火を、煙火消費保安手帳を所持する農業者へ支給し、自主防衛の対策を実施している。</p>	<p>集落が一体となって取り組むためには地域住民の理解が不可欠であり、被害地域に限らず、鳥獣被害対策としての環境整備の必要性・重要性を広く啓発する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

地域の実情や要望に応じた、広域で効果的な防護柵の設置を行う。また、効果的な設置方法等も新見市鳥獣被害対策実施隊を中心に啓発していく。

ピオーネ等果樹への被害については、生産者団体及びJAを中心に被害状況の把握を行い、地域単位での被害対策実施を検討し、実施する。

また、年々増加する有害鳥獣の個体数を管理していくため、実施隊員への支援、捕獲柵の設置、目撃・被害報告への迅速な対応、各地区へのサル用大型捕獲柵や集落柵の導入を重点的に実施する。

更に、駆除班員のわな等の管理に係る負担を軽減するため、ICT技術を活用した捕獲体制の整備を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・新見市有害鳥獣駆除班

これまでの実績と経験を踏まえ、被害発生場所の地形等に詳しい、地元有害鳥獣駆除班を中心に捕獲体制を整え、発生場所の確認や、状況調査を行的確な対応を行う。

・新見市鳥獣被害対策実施隊

市が依頼する駆除活動を中心に、地域での有害鳥獣個体数調整や被害防止に関する普及・啓発を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、タヌキ、ノウサギ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、キジバト、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ	・有害鳥獣駆除班活動助成事業 ・有害鳥獣駆除班員ハンター保険助成事業 ・有害鳥獣捕獲奨励事業補 ・有害獣捕獲強化対策事業（単県） ・狩猟免許取得経費補助事業 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国庫）
令和6年度		
令和7年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年では、平成23年度をピークに鳥獣害による被害金額、被害面積は減少傾向にあるが、被害金額、被害面積ともに高止まりで推移している。

このため、有害鳥獣駆除班及び新見市鳥獣被害対策実施隊と連携し広域的な駆除を行うことによって農作物への被害軽減を図ることを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画数を決定し個体の調整を行うこととする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,500	3,500	3,500
ニホンザル	260	260	260
ニホンジカ	120	120	120
ヌートリア	350	350	350
タヌキ	120	120	120
ノウサギ	30	30	30
アナグマ	300	300	300
ハクビシン	30	30	30
アライグマ	30	30	30
カラス類	150	150	150
カワウ	90	90	90
キジバト	70	70	70
サギ類	90	90	90

捕獲等の取組内容

有害鳥獣駆除班と情報交換及び協議を重ね、農作物被害が多発する春から秋期を重点的に、銃器やわなによる駆除を実施するとともに、被害報告及び駆除依頼があれば通年駆除を実施する。

非狩猟期である3月中旬から11月中旬までの期間は有害鳥獣捕獲強化対策事業（単県）を活用し、イノシシ及びニホンジカの個体数調整を行う。

また、新見市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、鳥獣被害防止緊急捕獲等活動支援事業に取組み、駆除従事者の活動経費を支援する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣類の捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。ただし、適切な場所（バックヤード等がある）での使用とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵 10,000m 金網柵 10,000m	電気柵 10,000m 金網柵 10,000m	電気柵 10,000m 金網柵 10,000m
カラス類	防鳥ネット 10,000 m ²	防鳥ネット 10,000 m ²	防鳥ネット 10,000 m ²

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置事業補助金申請者に対する事前・事後指導等、効果的な防護柵設置のための支援を行う。 ・ 鳥獣の追い払い活動として効果がある動物駆逐用煙火を、煙火消費保安手帳を所持する農業者へ支給し、自主防衛の対策を推進する。 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	地域ぐるみでの被害防止対策を推進するため、必要に応じて効果的な防護柵の設置や追い払い等についての研修会を現地で行う。
令和6年度	ニホンザル	
令和7年度	ニホンジカ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
備中県民局新見地域森林課	新見市及び猟友会との連絡調整及び対策助言に関すること
新見市	対処全般に関すること
鳥獣被害対策実施隊	有害捕獲の実施
新見警察署生活安全課	住民の生命の安全確保に関すること
岡山県新見地区猟友会 (駆除班)	対象鳥獣の捕獲に関すること

(2) 緊急時の連絡体制

地域住民 → 新見市 → 新見地域森林課
↓ ↓
(新見地区猟友会、新見警察署)

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、捕獲現場での埋設を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内の処理加工施設と情報共有を図りながら、食肉の有効活用を推進していく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	優良事例の収集、関係機関との情報共有を図りながら、食肉利用以外の有効活用の手法を検討していく。

(2) 処理加工施設の取組

市所有の解体処理施設について、年40頭の処理を目標とし、金属探知機の更新によって改正食品衛生法で推奨される処理工程を確実に実施することで、安全な食肉加工に取り組む。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

優良事例の収集、関係機関との情報共有を図りながら、必要な技術、知識の普及啓発に取り組み、人材の確保・育成に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新見市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
岡山県新見地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施を行う。
新見市産業部	鳥獣に関する情報提供並びに協議会の事務、連絡調整を行う。
晴れの国岡山農業協同組合	鳥獣被害の情報収集、鳥獣に関する情報提供、並びに農家への指導を行う。
備中県民局農林水産事業部 新見地域森林課	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
備中県民局農林水産事業部 新見農業普及指導センター	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
地元生産者	農業被害の情報収集、並びに被害防除活動の実施。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県鳥獣害対策室 岡山県備中県民局 農林水産事業部	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

新見地区猟友会員の中から、特に有害駆除に関する意欲と理解があると認められるとして、各駆除班長に推薦された者による新見市鳥獣被害防止対策実施隊を組織（市長が任命）し、捕獲、防護柵、緩衝帯の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止に取り組んでいる。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新見市産業部農業畜産振興課を中心に、関係機関との連携強化を図りながら、適切な対策が実施できる体制整備に努める。

狩猟免許新規取得助成事業等を活用し担い手確保に取り組むとともに、ICT技術を活用した効果的な捕獲システムの導入等、捕獲従事者の負担軽減に向けた取り組みを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の軽減を図ることで持続的な営農や有休農地の解消につなげるため、有害鳥獣による農作物への被害を地域の課題として捉え、地域が主体となった効果的な被害防止対策に取り組むよう意識改革を促す必要がある。